

添加物「ケイ酸カルシウムアルミニウム」の食品健康影響評価に必要な補足資料について（案）

- 添加物「ケイ酸カルシウムアルミニウム」は、いわゆる国際汎用添加物として、食品健康影響評価の要請があり、平成 19 年 2 月 28 日の第 41 回添加物専門調査会で審議開始されたもの。
- 厚生労働省より提出された「ケイ酸塩類の指定に向けた検討のための報告書」（第 41 回専門調査会資料 1-1）によれば、本品は、欧州連合において、ケイ酸塩類の 1 つとして、スライス又は裁断したプロセスチーズに 10 g/kg まで等の使用が認められているとされている。
- 一方で、「Official Journal of European Union 4.5.2012」（参照）によれば、現在、添加物「ケイ酸カルシウムアルミニウム」は、“添加物リストから削除すべき”と記載されているため、下記の補足資料の提出を厚生労働省に求めることとする。

	補足資料	要求の理由
1	現在の EU における「ケイ酸カルシウムアルミニウム」の食品添加物としての使用実態を調査し、報告すること。	「ケイ酸カルシウムアルミニウム」の安全性評価に必要であるため。
2	上記 1 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上

（参照）

Official Journal of European Union 4.5.2012
L 119/14(11)